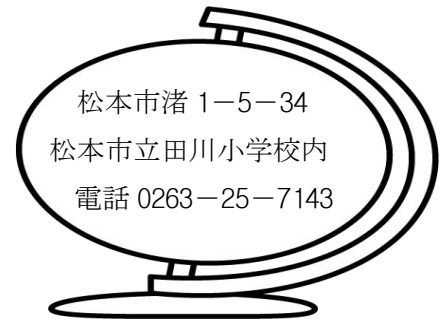


松本市子ども日本語支援センター便り

平成 25 年 12 月

No.12

今年度支援児童生徒数 40 人



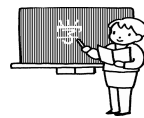
松本市渚 1-5-34
松本市立田川小学校内
電話 0263-25-7143

紅葉の季節もあっという間に過ぎ去り、年末の慌ただしさを感じ始める季節になりました。

先月、フィリピンでは季節外れの台風により大きな被害が出ました。ちょうどその頃、フィリピンに一時帰国していた市内の小学校に通うAくん。学校の先生、お友達、そして日本語支援員もAくんの安否にやきもきしながらその帰りを待ちました。数日後、予定通りAくんが元気な姿で帰ってきたことに、一堂一安心。しかし、その陰で無数の悲しみに打ちひしがれ涙を流した子どもたちがいることを忘れてはなりません。

クリスマスまであと少し。どの子にも、サンタさんの優しさが届きますようにと願います。

学校教育法施行規則改正



日本語指導が「特別の教育課程」に位置づけ 来年度4月1日より

これまで学校の正式な授業として扱われていなかった外国由来の子どもたちに対する日本語指導が、来年度から「特別の教育課程」として正式に位置付けられることになりました。「全国で一定の質が担保された日本語指導を受けられる」ことが謳われ、今後は学校が責任をもって支援体制を整えていくこととなります。

日本語指導を必要とする外国籍児童生徒は全国で約 27,000 人、そして日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は約 6,000 人（平成 24 年 5 月文科省）と聞きます。（市内小中学校在籍の外国籍児童生徒数・約 170 人）。法改正前の今は、各自治体や学校の裁量で日本語支援の有無を判断し、その自治体、学校独自のスタイルで支援しているのが現状です。それ故に地域間格差が非常に大きく、隣町に引っ越しただけで、それまで受けられた日本語支援がなくなってしまうなど、同じ国内にあっても同じに教育が受けられないこともあるのです。

来年度以降、具体的にどう変わるのか、まだ県の方針は示されていませんが、子どもたちの成長は“待ったなし！”です。私たち松本市子ども日本語支援センター日本語支援員一同、今まで以上に気を引き締め、子どもたちと向き合う準備を整えています。新制度によって、必要とする全ての子どもに適切な日本語教育がなされることを願ってやみません。



キーワードは「連携」 ～専門性を尊重し合いながら～

子どもたちにより良い支援をしていくにはどうしたらいいか。法改正を機に、今後は一層、子どもたちに関わる様々な立場の人が“連携”を取ることが当然必要となってくると思います。

ある学校では、難聴を抱えた外国籍児童の支援にあたり、担任の先生だけでなく、ことばの教室の先生とも連携を取っています。児童の発声、聞き取りについて音声学という視点からも様々な助言をいただき、日本語指導に工夫を加えた訓練の結果、最近その成果が目に見えて出始めています。

お互いの専門性を尊重し合い、有効な部分は共有しながら連携する。「その子にとって今、どんな指導が一番大切なのか」という視点での「連携」がとれることで、相乗効果となり、成果が出た好例です。

日本語支援、いる？ いない？

「日本語支援判断フローチャート」配布へ



「外国由来の子どもが転入してきたけれど、この子にははたしてどんな日本語支援が必要なのか？」「日本で生まれ育ったのに、どうも日本語が育っていないようだ。支援してもらえるのか？」。小中学校から日本語支援センターに相談が寄せられる際、よくこのようなお話を耳にします。また、保護者もしくはその一人が日本語を母語としない場合や、いわゆる“ダブルリミテッド”など子どもたちの状況も様々で、支援の要不要の判断が難しいことも度々あります。

そこで、今年度子ども日本語支援センターでは、どのような子供にどういった支援が必要か一目でわかるように「日本語支援判断フローチャート」を作成しました。子どもたちの日本語の様子を学校の先生方の目で見ながら質問事項に答えていくと、それぞれの子に応じた支援プログラムがわかるというものです。今年度中に作成→試行→改良を重ねて完成し、来年度は各学校に配布したいと考えています。今年度中に使用される場合は子ども日本語支援センターまでご連絡ください。ぜひ、ご活用いただきたいと思います。



国語教育と日本語教育 … 日本語支援の立場で考える言葉の教育とは …



今年度は、県内の教育事務所主催の研修会に何度となく伺いまして、外国由来の子どもたちへの日本語教育についてお話をさせていただく機会がありました。日本語指導の大切さを訴えながらも、学校の先生方とお話をさせていただく中、国語教育と日本語教育の相違点について互いに学び、理解し合うことの大切さについても深く考えることができました。

“国語教育”は、「各教科の学習の基本となる国語の能力を身に付け、日本の言語文化を享受し継承、発展させる態度を育てること」に主眼を置いています。一方、外国由来の子どもたちのための“日本語教育”は、日本語を“第2言語”として学び、日本語で生活し学習するための力をつけることが目的です。どちらも、言葉の教育という点では共通していますが、根本的に異なっている点は、“国語教育”は、学んでいる子供たちが日本語母語話者であることを前提にカリキュラムが組まれていることです。つまり、学齢期までに日本語の素地が育ち、文法はほぼ自然習得され、さらに言葉の背景となる文化や習慣なども共有されている子どもたちを対象に、授業が進められます。ですから、学齢期までに日本語・日本文化の環境になかった外国由来の子どもたちにとっては、小学1年生の国語の教科書ですら、抽象語があつたり成文の態をなしていないなど、日本語初期指導には適していないのです。仮に扱う場合は、子どもたちの日本語力を考えながら細かな点まで配慮する必要があります。

とはいえ、どちらも言葉の教育。「話したい！書きたい！」という気持ちを大切にしたい必然性のある言語活動を十分にさせながら、授業を進めていくという点は共通しています。また、国語の研究授業の折、指導主事から「授業では毎回到達点を設定し、授業が終わった時点で子どもたちは何を学び何ができるようになるのかイメージを持たないといけない。焦点を絞り、“一点突破局面打開”の姿勢で授業を考えてほしい」と指導がありました。

時間が限られた日本語指導では、つい「あれもこれも」と親切心でいろいろ盛り込みがちです。そこに示唆を与えてくださった“一点突破局面打開”という言葉。私達日本語支援員も肝に銘じて、与えられた時間を有効に使いながら着実な日本語指導をしていきたいと改めて思い知ったことでした。